

JATA23-001 号

2023 年 4 月 4 日

「旅行サービス手配業務取扱管理者継続研修」実施について

一般社団法人日本旅行業協会（本部：東京都千代田区 会長：高橋 広行 以下 JATA）は、2023 年 4 月 10 日より数日に分け「旅行サービス手配業務取扱管理者継続研修（※1）」を初めて実施します。

旅行サービス手配業者（※2）は、営業所ごとに、一人以上の旅行サービス手配業務取扱管理者を選任して、取引条件の明確性、旅行に関するサービスの提供の確実性その他取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便の増進を確保するために必要な事項の管理・監督に関する事務を行わせることが義務付けられています。2018 年 1 月 4 日に施行された改正旅行業法において、この「旅行サービス手配業務取扱管理者」について、5 年ごとに、旅行サービス手配業務に関する「法令」、「旅程管理」、「その他の旅行サービス手配業務取扱管理者の職務」に関し必要な知識及び能力の向上を図るため、登録研修機関が実施する研修を受講することが新たに義務化されました。施行より 5 年が経過する本年、JATA では、登録研修機関のひとつとして、下記のとおり当研修を実施します。

※1 継続研修の開始に伴い、旅行サービス手配業者が選任している旅行サービス手配業務取扱管理者がこの継続研修を受講した場合、その修了証明書の写しを登録行政庁に対し、遅滞なく報告することになっています。（令和 5 年 3 月 22 日付観光庁通達 観参第 765 号）

※2 旅行サービス手配業者とは、旅行業者の依頼を受けて運送（鉄道、バス等）、宿泊（ホテル、旅館等）の手配、通訳案内士の手配、輸出品物販売所（消費税免税店）における物品販売の手配）を行う事業者で、旅行業法において都道府県知事による旅行サービス手配業の登録を受けなければならないとされています。

記

1. 受講対象者

下記のいずれかに該当する者が対象となります。

- ・ 営業所において選任されている「旅行サービス手配業務取扱管理者」
- ・ 「旅行サービス手配業務取扱管理者」または「国内旅行業務取扱管理者」もしくは「総

合旅行業務取扱管理者」の資格を有し、「旅行サービス手配業務取扱管理者」として選任見込みの者

※選任されている者が直近5年以内に「旅行サービス手配業務取扱管理者【初回】研修(資格取得のための研修)」を修了している場合は受講の必要はありません。

※選任されている者が「国内旅行業務取扱管理者」または「総合旅行業務取扱管理者」の資格を以て「旅行サービス手配業務取扱管理者」として選任されている場合も、本研修を受講する必要があります。

2. 開催形式・開催日程

(1) 集合研修

東京 A 会場：2023 年 4 月 10 日(月) 10:30-16:30 JATA 研修室

東京 B 会場：2023 年 4 月 15 日(土) 10:30-16:30 JATA 研修室

(2) オンライン研修

オンデマンド形式で配信する講義動画を配信期間内に視聴していただきます。

配信期間：2023 年 4 月 13 日(木) 10:00～4 月 27 日(木) 23:59

3. 受講料

12,000 円(1 名当たり、消費税 10%込)

※受講料とは別途、事務手数料として 699 円(1 名あたり、消費税 10%込)をご負担いただきます。

以 上

お問い合わせ先

一般社団法人 日本旅行業協会 広報室

TEL：03-3592-1244 press@jata-net.or.jp